

広島県告示第五百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和二年広島県告示第四百二十五号で認可した世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

世羅町

二 都市計画事業の種類及び名称

世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年七月二十四日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和二年広島県告示第四百二十五号の事業地に世羅郡世羅町大字小世良字乙川、大字本郷字本多を追加し、同告示の事業地のうち大字本郷字平帽子、大字東神崎字大田地内において事業地を変更する。